

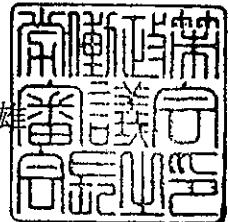
労審発第1057号
平成31年3月1日

厚生労働大臣

根本 匠 殿

労働政策審議会

会長 樋口 美雄



平成31年3月1日付け厚生労働省発雇均0301第3号をもって諮問のあった「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律案要綱（中小企業退職金共済法の一部改正関係）」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

平成31年3月1日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

勤労者生活分科会

分科会長 内藤 恵

「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律案要綱（中小企業退職金共済法の一部改正関係）」について

平成31年3月1日付け厚生労働省発雇均0301第3号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

別紙「記」のとおり。

平成31年3月1日

勤労者生活分科会

分科会長 内藤 恵 殿

中小企業退職金共済部会

部会長 内藤 恵

「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律案要綱（中小企業退職金共済法の一部改正関係）」について

平成31年3月1日付け厚生労働省発履均0301第3号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本部会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、妥当と認める。